

滋賀県立病院経営協議会の組織および運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例第4条第3項に規定する機関に関する規程（平成25年滋賀県病院事業庁規程第10号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、滋賀県立病院経営協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について評価・提言等を行う。

- (1) 滋賀県病院事業の業務運営における目標管理等に関する規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第22号）第3条第1項に規定する各年度における中期計画の進捗状況
- (2) 県立病院の経営に関する重要事項
- (3) その他県立病院の運営に関し、必要と認められること

(委員選任の基準)

第3条 病院事業庁長は、規程第2条第2項の規定により協議会の委員を任命するにあたっては、病院経営または医療に関し学識経験を有する者、および県民の視点から意見を述べることができる者のうちから任命する。

(会長)

第4条 協議会に会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議招集の特例)

第6条 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集するいとまがない場合そのたやむを得ない理由がある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、意見を聴き、および賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

- 2 前条第3項および第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、病院事業庁経営管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。